

## 事故再発防止委員会設置要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日野市シルバー人材センターにおける安全就業の推進と事故防止の徹底のため、事故再発防止委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 事故発生状況の確認と事故原因の調査・分析・究明に関すること。
- (2) 具体的な改善意見と再発防止策に関すること。
- (3) 事故を起こした会員等に対する措置に関すること。
- (4) その他、目的達成のため必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項により協議・検討した結果を会長に報告する。

### (構 成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 安全管理委員長 1名
- (2) 総務委員長 1名
- (3) 安全管理委員会の委員 3名

2 委員は会長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、安全管理委員長がその任にあたる。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、定款第26条の規定を準用する。

### (委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めた場合に開催する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、事故を起こした会員の職群班長および職場リーダーと事故を起こした会員、ならびに関係者に出席を求め、事故の発生状況等を聴くことができる。

3 委員会の運営は委員長があたる。

### (委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

### 付 則

1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

2 平成18年度は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までの任期とする。

### 付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。